山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

各 庁 出 中 先

機

関 般

山口県訓令第一号

Щ

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)

県営後潟上地区農地整備事業(経営体育成型)計画書の縦覧(農村整備課).....

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (三件) (県民生活課) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)..... П

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 (水産振興課)......

山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令 (防災危機管理課) ...

○訓令

目

2月7日

平成 26 年

(金曜日)

平成二十六年二月七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事

藤

部

秀

則

うに改正する。 別表の4の表ぼうさいおのだしようぼうの項を削り、同表ぼうさいしものせきしよう 山口県防災行政無線施設取扱規程(昭和五十五年山口県訓令第八号)の一部を次のよ 山口県防災行政無線施設取扱規程の一部を改正する訓令

この訓令は、 平成二十六年二月七日から施行する。

ぼうの項中「、

2号」を「ヾ

温 / 円 / 一 / 一 。 に 改める。



山口県告示第五十一号

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。 害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有

平成二十六年二月七日

... ... 六 六

六

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則

形質変更時要届出区域

七 七

光市大字光井字武田四七二〇の一部

特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

山口県告示第五十二号

条の十一第二項の規定により、平成二十六年度及び平成二十七年度において県が発注す る森林整備工事 (次の一に掲げるものをいう。以下同じ。) の契約に係る指名競争入札 (以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七

報

森林整備工事

時期及び方法等について、次のとおり定めた。

平成二十六年二月七日

という。) 並びに当該競争入札参加資格の審査 (以下「資格審査」という。) の申請の

山口県知事職務代理

山口県副知事 藤 部 秀 則

二 競争入札参加資格

事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類す る工事 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第四十一条第三項に規定する保安施設

- れる資格を有するものとする。 競争入札に参加することのできる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者 県が発注する森林整備工事の請負対象設計額に応じ、三等級に区分して格付さ
- 次のいずれかに該当する者であること。
- (1)う。) 第五条第一項の規定による山口県知事の認定を受けた者 四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で、 力の確保の促進に関する法律 (平成八年法律第四十五号。以下「法」とい 政令第百六十七条の十一第一項の規定において準用する政令第百六十七条の 林業労働
- 当該建設工事等競争入札参加資格によるものとする。 だし、平成二十七年度の建設工事等競争入札参加資格が認定された場合には、 ものに限る。以下「建設工事等競争入札参加資格」という。)を有する者。た た一般競争入札及び指名競争入札参加資格 (土木一式工事又は造園工事に係る 告示 (平成二十四年山口県告示第四百九十四号) 二の○の規定により格付され 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する

Щ

П

- 2 者であること。 次のいずれかに該当する者 (以下「技術職員」という。) を常時雇用している
- の一部を改正する法律 (平成十六年法律第二十号) による改正前の森林法第百 八十七条第五項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む。 森林法第百八十七条第三項の林業普及指導員資格試験に合格した者 (森林法
- (2)(森林部門に係る第二次試験に合格した者に限る。 (昭和五十八年法律第二十五号)第二条第一項に規定する技術士
- (3) 農林水産大臣から林業作業士の登録を受けた者
- (4) 農林水産大臣から林業作業士(フォレストワーカー)、 現場管理責任者

の登録を受けた者

(フォレストリーダー) 又は統括現場管理責任者 (フォレストマネージャー)

(5) 一般社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者

(6)

- 年以上) の実務経験を有する者 督及び施工管理に関する業務について一年に六十日以上かつ五年以上 (同法に 卒業した者であって、当該高等学校等を卒業した後、森林の施業に係る指導監 専門学校(以下「高等学校等」という。)において林業に関する学科を修めて よる大学又は高等専門学校を卒業した者にあっては、一年に六十日以上かつ三 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、 大学又は高等
- 以上かつ十年以上の実務経験を有する者 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関する業務について一年に六十日
- 3 た者である者であること。 号) 第三十六条第八号及び第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。) を受け 項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二 上の作業職員が労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第五十九条第三 以下「作業職員」という。) を雇用しており、かつ、当該作業職員のうち三人以 常時五人以上の森林の施業に係る作業の経験を有する職員 (技術職員を含む。
- 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- 競争入札参加資格の格付は、作業職員の数を審査して行うものとする。
- ら平成二十八年三月三十一日までの間とする。 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日か
- 資格審査の申請の時期及び方法
- 申請の時期は、平成二十六年二月十四日以降随時とする。
- 式。以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書 (別記第一号様
- 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない
- 1 憲が証明した同様の書類)、 法人にあっては登記事項証明書(外国法人にあっては、 個人にあっては誓約書(別記第二号様式) 権限を有する本国の官
- 2 等競争入札参加資格を有する者にあっては建設工事等競争入札参加資格認定通知 法第五条第一項の認定を受けた者にあっては改善計画認定書の写し、 建設工事
- 二の○の2及び3に掲げる要件に該当する者であることを証する書類
- した同様の書類 納税証明書(外国法人又は外国人にあっては、権限を有する本国の官憲が証明

資格審査の結果は、申請者に通知する。

兀

資格審査の結果の通知

 $\overline{\mathcal{H}}$

(四)

- - 6

5

営業所の所在状況を記載した書類

- 署名を慣習とする外国法人又は外国人以外の者にあっては、 印鑑証明
- 7 暴力団排除に関する誓約書 (別記第三号様式)
- 8 申請書等の作成に用いる言語等 から7までに掲げるもののほか、 知事が必要があると認める書類
- 付記又は添付をしなければならない。 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の
- 2 号) に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、 に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(平成二十五年財務省告示第二十九 添付書類に記載する金額については、 出納官吏事務規程第十四条及び第十六条 記載しなければならな

審査事項等の変更の届出

係るものに限る。)を添えて、 争入札参加資格審査事項等変更届(別記第四号様式)に三の三に掲げる書類(変更に 争入札参加資格を有する者は、 知事に提出しなければならない。 次に掲げる事項について変更が生じたときは、

(七) (六) (五) (四) (三) (二) 営業所の名称及び所在地 建設工事等競争入札参加資格

使用印鑑

代理人

Щ

П

代表者の氏名

商号又は名称

別問

徭 1号様式

書

※受付番号	
※登録番号	

* M

拿

船 侳 > **≾** 缈 打 貿 裕 删 査 # 嘂 1

併 回

Ш

山口県知事

蒸

闸 細 巾

册

譜者

住,商,代

年度において山口県が発注する森林整備工事に係る競争 (ファクシミリ 쌞 維) 羅) (11)

(A) の(A) り $\widehat{\geq}$ 命 9 ち安全衛生教育を受けた者の数 牃 U υt 顕 茶 疮 逥 顕 逥 9 9 数 数 Ð 鴐 桮 # 9 伽 夵 \succ 数

から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約し

्र्व

入札に参加したいので、

なお、

この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、

競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。

事実と相違ないこと並びに県

4 と、日本に関して、第7日に入るで、日本であり、で、「日前日」は、70月ではなったとし、「Aのうち技術職員の数」欄は、同一人が二以上の資格等を有する場合には、そのうちの主な一の資格等により記入すること。 の主な一の資格等により記入すること。 「(A)のうち安全衛生数日を受けた者の数」欄は、労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育(労働安全衛生規則第36条第8号及び第8号の2に掲げる業務に係るものに限る。)を受けた者の数を記入すること。 ※印欄は、記入しないこと。 署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、 「申請者」 欄への押印は要しないこ

茶

注

Щ

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

いことを誓約します。

私は、

淵

乷

1

併

回

Ш

[2号樣式

山口県知事

蒸

申請者 住所

成年被後見人、 被保佐人又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しな 用价

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

併

田

Ш

四

山口県知事

蔱

申請者

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名 停止等措置要領別表1措置基準第16号か 住 商号又は名称 代表者 氏名

を行わないことを併せて誓約します。 ら第22号までに該当しないことを誓約します。 また、 た、 入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為

《暴力団排除 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準抜粋

- 組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であると 団員」という。) 又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威 力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その る団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者 に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定す 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等 (以下|暴力
- 18 者」という。)を使用したと認められるとき。 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係
- 19 役員等が、 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ 物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
-) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

20

- 21 ると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与してい
- ると認められる会社等と知りながら、 物処理施設の使用をしたとき。 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与してい 資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄
- 役員及びその支店又は営業所(常時、森林整備工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者」と、第/6号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、第/7号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第/8号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第2/号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中 「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。 申請時においては、第/6号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の

用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

贫

囲 # 过

贫 囲 併

Ш Ш

赵

囲

9

区

喲

赵

囲

赵

囲

箛

の四四まで、一九八六の四六、一九八六の四八、一九八六の四九、一九八六の五五か

八六の一六、一九八六の一八から一九八六の二七まで、一九八六の四〇から一九八六 八六の一、一九八六の六、一九八六の一〇、一九八六の一二、一九八六の一五、一九 六七の二、一九六八、一九六九の一、一九七〇の一、一九七〇の三、一九七一、一九 で、一九六二の二、一九六二の三、一九六四から一九六六まで、一九六七の一、一九 九四八の一、一九四八の二、一九五〇から一九五四まで、一九五六から一九五八ま 二、一九四三、字方便一九四四から一九四六まで、一九四七の一、一九四七の二、一

胀
4
ΨĮ
绣
Ħ

競争入札参加資格審査事項等变更届

併

田

Ш

山口県告示第五十三号

安林の指定施業要件を次のように変更する

平成二十六年二月七日

山口県知事職務代理者 山口県副知事

藤

部 秀 則 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

保

山口県知事 蒸

闸 鰕 巾

居出者 住る人は名称である。

代表者氏名

維) (11)

日から

Ш

下記のとおり

併

回

ファクショリ

入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます 日までの間の競争

一九三七まで、一九三八の一から一九三八の三まで、一九三九、一九四〇、一九四

萩市大字佐々並字原東平一九三〇から一九三二まで、一九三四の一、一九三五から

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

コノノ浴一九四四の八、一九四四の九、一九四四の一四から一九四四の五三まで、一 ら一九八六の九〇まで、一九八六の九六、一九八六の九七、二五七四、二五七七、 ら一九八六の六四まで、一九八六の六六から一九八六の六九まで、一九八六の七八か 九四四の七三から一九四四の八三まで、一九四四の一〇四 (次の図に示す部分に限

二 保安林として指定された目的

)、字上ノ原二五五八、字若藪二五五九の一、二五六〇、二五六二の一、二五六

変更後の指定施業要件

水源の涵養

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、 萩市森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする

署名を慣習とする外国法人又は外国人にあっては、 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

「届出者」欄への押印は要しないこと。

県

П

産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水 次のとおりとする

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

奥野五九九の一、字本浴六六六の 下祢地一三五七、三一九七、六九〇七、字上中野一三六九の一、字祢地一三七一の二 二 (次の図に示す部分に限る。) 、一三七一の二九、字三百田二一二六、大字山田字 萩市大字紫福字猪鹿谷三二五の一、三二五の四、三二五の五八、三二五の六一、字

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

Ξ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法

報

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第五十四号

Щ

があったと認めた。 る届出を審査した結果、 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定によ 次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意

平成二十六年二月七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則

由宇加入区



(三五)特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

の縦覧に供します。 月二十四日までの間、 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年三 山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆

平成二十六年二月七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事

藤

部

秀

則

申請のあった年月日

平成二十六年一月二十三日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ほほえみの郷トイトイ

代 表 者 の 氏 名 西 村

主たる事務所の所在地 山口市阿東地福上一八八六番地の

Ξ 定款に記載された目的 山口市阿東地域の住民に対して、 幅広く地域づくりや生活支援の事業を行い、

地域

住民の安心・安全に資すること。

(三六)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定により、 次の

及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。 書及び活動予算書は、平成二十六年三月十四日までの間、 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画 山口県環境生活部県民生活課

平成二十六年二月七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則

変更後の定款は、平成二十六年三月二十日までの間、 萩市大字呉服町一丁目三三番地の二 特定非営利活動法人NP〇萩観光ガイド協会 能美 恒雄

(三七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

山口県環境生活部県民生活課及

び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀

則

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人田万川地域サポートニー

津守 洋保

萩市大字江崎五五番地

(三八)特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

とおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次の

変更後の定款は、平成二十六年三月二十四日までの間、 山口県環境生活部県民生活課

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則

> 申請のあった年月日 平成二十六年一月二十四日

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人むつみ会

表 の 氏 名 河村 富子

主たる事務所の所在地 宇部市大字上宇部三九番地の一三

(三九)県営後潟上地区農地整備事業(経営体育成型)計画書の縦覧

で 後潟上地区農地整備事業(経営体育成型)を行うための土地改良事業計画を定めたの 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 同条第五項の規定により、 次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年二月七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事

藤

部

秀

則

縦覧に供する書類 県営後潟上地区農地整備事業 (経営体育成型) 計画書の写し

縦覧の期間

平成二十六年二月十日から同年三月三日まで

Ξ 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四〇) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、開発行為に

平成二十六年二月七日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤 部 秀 則

開発区域に含まれる地域の名称

下松市瑞穂町三丁目

開発許可を受けた者の住所及び氏名